別表第十三（第三条第三項関係）〔平成27年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成26年						平成27年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成26年	8月	昭和29年８月２日から昭和29年９月１日までに生まれた者	円 11,440	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和29年９月２日から昭和29年10月１日までに生まれた者	22,840	11,440	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和29年10月２日から昭和29年11月１日までに生まれた者	34,210	22,840	11,440	—	—	—	—	—
	11月	昭和29年11月２日から昭和29年12月１日までに生まれた者	45,540	34,210	22,840	11,440	—	—	—	—
	12月	昭和29年12月２日から昭和30年１月１日までに生まれた者	56,830	45,540	34,210	22,840	11,440	—	—	—
平成27年	1月	昭和30年１月２日から昭和30年２月１日までに生まれた者	68,080	56,830	45,540	34,210	22,840	11,440	—	—
	2月	昭和30年２月２日から昭和30年３月１日までに生まれた者	79,300	68,080	56,830	45,540	34,210	22,840	11,440	—
	3月	昭和30年３月２日から昭和30年４月１日までに生まれた者	90,480	79,300	68,080	56,830	45,540	34,210	22,840	11,440

別表第十四（第四条第一項関係）〔６月間の半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成26年７月から平成26年10月までの月
前　納　額	45,410円

別表第十五（第四条第二項関係）〔平成26年６月までの期間の全ての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成26年			
	3月	4月	5月	6月
前　納　額	円 30,260	円 22,820	円 15,240	円 7,630

別表第十六（第四条第二項関係）〔平成27年３月までの期間の全ての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成26年						平成27年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前　納　額	円 67,780	円 60,350	円 52,890	円 45,410	円 37,900	円 30,370	円 22,820	円 15,240	円 7,630

別表第十七（第四条第三項関係）〔平成26年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成26年			
			3月	4月	5月	6月
平成26年	4月	昭和29年４月２日から昭和29年５月１日までに生まれた者	円 7,520	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和29年５月２日から昭和29年６月１日までに生まれた者	15,130	7,630	—	—
	6月	昭和29年６月２日から昭和29年７月１日までに生まれた者	22,710	15,240	7,630	—
	7月	昭和29年７月２日から昭和29年８月１日までに生まれた者	30,260	22,820	15,240	7,630

別表第十八（第四条第三項関係）〔平成27年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成26年						平成27年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成26年	8月	昭和29年８月２日から昭和29年９月１日までに生まれた者	円 7,630	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和29年９月２日から昭和29年10月１日までに生まれた者	15,240	7,630	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和29年10月２日から昭和29年11月１日までに生まれた者	22,820	15,240	7,630	—	—	—	—	—
	11月	昭和29年11月２日から昭和29年12月１日までに生まれた者	30,370	22,820	15,240	7,630	—	—	—	—
	12月	昭和29年12月２日から昭和30年１月１日までに生まれた者	37,900	30,370	22,820	15,240	7,630	—	—	—
平成27年	1月	昭和30年１月２日から昭和30年２月１日までに生まれた者	45,410	37,900	30,370	22,820	15,240	7,630	—	—
	2月	昭和30年２月２日から昭和30年３月１日までに生まれた者	52,890	45,410	37,900	30,370	22,820	15,240	7,630	—
	3月	昭和30年３月２日から昭和30年４月１日までに生まれた者	60,350	52,890	45,410	37,900	30,370	22,820	15,240	7,630